

日本から出国される外国人のみなさまへ

日本での滞在期間中に国民年金、厚生年金保険及び共済組合等に加入していた期間については、被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、以下の①～④すべての条件に該当するときに脱退一時金を請求することができます。ただし、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求する必要があります。

- ① 日本国籍を有していない
- ② 国民年金の保険料納付済期間等（※）の月数又は厚生年金保険（共済組合等に加入していた期間を含む）が6月以上ある
※国民年金の保険料納付済期間等
国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数のことをいいます。
- ③ 日本に住所を有していない（※）
※市区町村に転出届を提出したうえで、再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する方は請求することができますが、転出届の提出がない場合、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できませんのでご注意ください。
なお、当会において転出の事実が確認できない場合は、別途書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない

【提出書類】

「脱退一時金請求書（国民年金／厚生年金保険）」

【添付書類】

- ① パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名が確認できるページ）
- ② 「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書等。または、「銀行の証明」欄に銀行の証明を受けてください。）
- ③ 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

【提出時の注意事項】

出国前に日本国内から請求書を提出する場合には、住民票の転出（予定）日以降に請求書を勤務していた省庁の共済組合へ提出してください（脱退一時金の受給要件として、勤務していた省庁の共済組合が請求書を受理した日に、日本に住所を有していないことが必要です）。

郵送の場合には、転出（予定）日以降に請求書が勤務していた省庁の共済組合に到達するよう送付してください。

次ページに、脱退一時金を受け取った場合の《注意事項》を記載しています。

ご確認いただき、将来、年金を受け取る可能性を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご検討ください。

《脱退一時金を請求する際の注意事項》

以下の注意事項をご確認いただき、将来、年金を受け取る可能性を考慮したうえで、ご請求ください。

① 老齢年金の受給資格期間（※）（120月（10年）あれば日本の老齢年金を受給できます。2017年8月より、25年から10年に短縮されています。）

請求時において、年金の受け取りに必要な「受給資格期間」が120月（10年）以上ある場合、将来、日本の老齢年金を受け取ることができるため、脱退一時金を請求することはできません。

「受給資格期間」が120月（10年）未満の場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取った方は、いかなる場合でも、脱退一時金を請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくなります。

※合算対象期間を含みます。合算対象期間とは、過去に日本の年金制度に加入していなかった場合などでも、資格期間に含むことができる期間です（ただし、年金額の算定には反映されません）。

「資格期間」とは？

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・厚生年金保険や共済組合等の加入期間

例えば、

- ・日本で永住許可を得た外国籍の方については、海外在住期間のうち、1961年4月から永住許可を取得するまでの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る。）
- ・日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間（詳細は「②加入期間の通算」）

が合算対象期間となります。その他、詳細については、日本年金機構（お住まいの年金事務所）へお問い合わせください。

② 加入期間の通算

日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間がある方は、一定の要件のもと、加入期間を通算して日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。加入期間を通算した結果、日本の年金の受け取りに必要な受給資格期間が120月以上ある場合、脱退一時金を請求することはできません。受給資格期間が120月未満の場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金を請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくなるため、その期間を通算することができなくなります。

【日本と年金通算の社会保障協定を締結している相手国（2022年6月現在）】

ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、フィンランド、スウェーデン

③ 支給額計算の上限（2021年4月より36月（3年）から60月（5年）に引き上げられました。）

脱退一時金の支給額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、60月を上限として計算されます。ただし、脱退一時金の支給対象とする国民年金保険料納付済期間等又は厚生年金保険及び共済組合等の合計加入期間が 2021年3月以前のみの期間となる場合は、36月を上限として計算されます。

※複数回の在留を繰り返し、日本の年金制度に加入する期間が通算で61月以上になる予定の方で、加入期間に応じた脱退一時金の受給を希望される場合には、各在留期間終了後の帰国の都度、請求が必要になる場合があります。

【脱退一時金にかかる所得税】

- 非居住者の方が支給を受ける厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。ただし、「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を税務署に提出することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。
- 申告書の提出先は、日本国内における最終の住所地又は居住地を管轄する税務署です。申告及び還付金の受け取りのためには、帰国前に、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署へ「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出する必要があります（納税管理人の資格は、日本に住所地又は居所地を有すること以外に特にありません。）
「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出しないで帰国した場合には、申告時に申告書と併せて提出してください。
- 申告書や届出書の様式は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載しています。申告などの手続きについてご不明な点は、税務署にお尋ねください。
- 脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を所得税・消費税の納税管理人に送付してください。

【請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合】

請求者の死亡当時、生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族が代わりに給付を受けることができます。ただし、本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。

厚生年金被保険者の脱退一時金の支給

- ・ 日本国籍を有しない方が、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（日本国内に住所を有しなくなった日）から2年以内に脱退一時金を請求することができます。
- ・ 厚生年金保険料を6月以上支払い、年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない方が対象になります。なお、この給付は課税の対象となります。

《脱退一時金の支給額の計算》

厚生年金被保険者期間の最終月（資格喪失した日の属する月の前月）及び被保険者期間の月数に応じて以下のとおり計算されます。

《計算式》

脱退一時金支給額

$$= \text{被保険者であった期間の平均標準報酬額}^{**} \times \text{支給率} \left((\text{保険料率}^{***} \times 1/2) \times \text{被保険者期間月数に応じた数} \right)^{*} \text{ (厚生年金保険の被保険者期間に応じた支給率は、次の表のとおりです。)}$$

※脱退一時金の支給額の計算方法に関する法令の改正が行われ、2021年4月より支給上限月数が36月（3年）から60月（5年）に引き上げられました。

この見直しは、厚生年金被保険者期間の最終月が2021年4月以降となる方が対象となります。厚生年金被保険者期間の最終月が2021年3月以前の方については、これまでどおり36月（3年）を上限として支給額が計算されます。

<*支給率>

◎ 最終月が2021年4月以降の場合

厚生年金被保険者期間月数	支給率計算に用いる数	支給率
6月以上12月未満	6	0.5
12月以上18月未満	12	1.1
18月以上24月未満	18	1.6
24月以上30月未満	24	2.2
30月以上36月未満	30	2.7
36月以上42月未満	36	3.3
42月以上48月未満	42	3.8
48月以上54月未満	48	4.4
54月以上60月未満	54	4.9
60月以上	60	5.5

◎ 最終月が 2017 年 9 月～2021 年 3 月の場合

厚生年金被保険者期間月数	支給率計算に用いる数	支給率
6 月以上 12 月未満	6	0.5
12 月以上 18 月未満	12	1.1
18 月以上 24 月未満	18	1.6
24 月以上 30 月未満	24	2.2
30 月以上 36 月未満	30	2.7
36 月以上	36	3.3

< ** 平均標準報酬額 >

- 厚生年金保険被保険者期間の全部が 2003 年 4 月以降の方

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

- 厚生年金保険被保険者期間の全部または一部が 2003 年 3 月以前の方

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\begin{array}{l} \text{2003 年 3 月以前の被保険者期間の} \\ \text{各月の標準報酬月額} \times 1.3 \end{array} + \begin{array}{l} \text{2003 年 4 月以降の被保険者期間の} \\ \text{各月の標準報酬月額標準賞与額の合計} \end{array}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

< *** 保険料率 >

最終月が 1 月～8 月の場合、前々年 10 月時点の保険料率が適用されます。

最終月が 9 月～12 月の場合、前年 10 月時点の保険料率が適用されます。

送金可能通貨一覧

脱退一時金を当会から日本国外へ送金する際に使用できる通貨は次のとおりです。

USD	米ドル	MXN	メキシコペソ
CZK	チェコ・コルナ	NOK	ノルウェー・クローネ
EUR	ユーロ	NZD	ニュージーランド・ドル
GBD	英ポンド	PLN	ポーランド・ズロチ
CHF	スイス・フラン	QAR	カタール・リアル
CAD	カナダ・ドル	SAR	サウジアラビア・リアル
AUD	オーストラリア・ドル	SEK	スウェーデン・クローナ
AED	U. A. E・ディルハム	SGD	シンガポール・ドル
DKK	デンマーク・クローネ	THB	タイ・バーツ
HKD	香港ドル	KWD	クウェート・ディナール
HUF	ハンガリー・フォリント	ZAR	南アフリカ・ランド
JPY	日本円		

※ただし、通貨単位の記入がない、もしくは希望する通貨が取り扱えない等の場合は、「米ドル」で送金します。

Lump-sum Withdrawal Payment Claim Form
(National Pension /Employee's Pension Insurance)
脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)

Official use only



※In any case, the person who received the Lump-sum withdrawal payment loses all periods of Japanese pension coverage before claiming the Lump-sum Withdrawal Payment. If your eligibility period is less than 120 months(10 years), please read the notes on page 2 of the Lump-sum Withdrawal Payment Claim Form carefully, and consider the possibility of receiving a pension in the future. If you want to receive the Lump-sum Withdrawal Payment, sign in column [2]. If you have been insured for a long time and have not signed column [2], we may return your documents to confirm your intention to make a claim.

※脱退一時金を受け取った方は、いかなる場合でも脱退一時金を請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくなります。受給資格期間が120月(10年)未満の方は、脱退一時金請求書の2ページ目の注意事項をよくご覧いただき、将来、年金を受け取る可能性を考慮したうえで、なお脱退一時金の受給を希望される場合、必ず「2」欄に署名をしてください。被保険者期間が長期にわたる方で、「2」欄に署名がなされていない場合、請求の意思の確認のため書類をお返しする場合があります。

※Please complete the form in capital letters of the Roman alphabet.

Please complete only the area inside the bold lines.

◎記入はアルファベットの太文字でお願いします。太枠内のみ記入してください。

※Please fill in 1. through 5. below. ◎次の1~5について必要事項を記入してください。

1. Date		記入日		
Year	Month	Day		
年	月	日		

2. My eligibility period is less than 120 months(10 years), even if include periods covered by the pension system of the partner country with which Japan has concluded the Pension Totalization Agreement and complementary periods. Therefore, I claim the Lump-sum Withdrawal Payment with the understanding that all periods covered by the Japanese pension prior to my claim will be considered entirely invalid. 私は日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間や合算対象期間を含めても受給資格期間が120月(10年)未満であり、脱退一時金の支給を受けることで、請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくなることを理解した上で請求します。

Claimant's(your)signature 請求者本人の署名(サイン) _____

3. Your name,date of birth and address(請求者氏名、生年月日及び住所)

Full name 氏名												
Date of birth 生年月日					Year 年				Month 月		Day 日	Nationality 国籍
Address after you leave Japan 離日後の住所												
	Zip					Country						

4. Please designate your bank account for your Payments remittance.(脱退一時金振込先口座)

Official use only 実施機関記入欄	1	3	銀行コード				支店コード				預金種別	1
Bank name 銀行名												
Bank branch name 支店名												
Bank branch location 支店の所在地												
	Zip					Country						
Bank account number 口座番号												
Name of the account holder/applicant 請求者本人の口座名義	In Roman letters											
	In KATAKANA letters, if you designate bank in japan カタカナ(日本国内の金融機関を指定した際のみ記載)											
識別 コード 欄	SWIFT(BIC) Code SWIFT(BIC)コード										Bank stamp for verification 銀行の証明欄	
	IBAN Code IBANコード											
	ABA Code ABAコード											

※IBAN code is identification code of bank in Europe,ABA code is identification code of in America
※IBANコードは欧州の金融機関の識別コード、ABAコードはアメリカの金融機関の識別コードとなります。

5. Your numbers on your Pension Handbook(年金手帳の記載事項)

Your Basic Pension Number 基礎年金番号												
Your registration number for each pension system 各制度の記号番号												

Currency of the bank account designated by the applicant 請求者指定銀行口座取扱通貨	Official use only 租税条約の適用
1. U.S.Dollar 米ドル 2. Euro ユーロ 3. Japanese Yen 日本円 4. Other Currency() その他通貨	有・無

※We Will remit(pay) in American Dollars,if we can not handling your requested currency.
ただし、希望する通貨が取り扱えない場合は、「米ドル」で送金します。

We need your supporting documents

If you do not provide us with all following documents ①, ② and ③, we may need to return your application.
添付書類(①～③)の書類等が添付されていない場合は、請求書をお返しすることになりますので添付もれのないようお願いいたします。

- ① Photocopy of your passport (page(s) showing date of your last departure from Japan, your name, date of birth, nationality and signature.)
パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名が確認できるページ)を添付してください。
- ② We need your bank's "Bank verification" on your application form. Instead of the bank's verification, we need documents which show your bank name, name of bank branch office, branch office's address, your account number, and show that the applicant (yourself) is the account holder (any supporting documents issued by your bank). Should your Payments be remitted to your bank located in Japan, your name (account holder's name) in Japanese KATAKANA characters needs to be registered with the bank.
請求書の「銀行の証明欄」に銀行の証明を受けるか、「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類を添付してください(銀行が発行した証明書等)。なお、日本国内の金融機関で受ける場合は、口座名義がカタカナで登録されていることが必要です。
- ③ Documents clarifying the Basic Pension Number such as the Basic Pension Number Notice or Pension Handbook
基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

Please fill in your coverage history under Japanese public pension systems (Employee's Pension Insurance, National Pension, Seamen's Insurance, and Mutual aid association systems) below.

公的年金制度(厚生年金保険、国民年金、船員保険、共済組合)に加入していた期間を記入してください。

Your pension coverage history Please provide detailed information as accurately as possible.
履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけくわしく、正確に記入してください。

(1) Name of your employer (or owner of ship in case you were a crew member) 事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名	(2) Address of your employer (or owner of ship in case you were a crew member) or your Japanese address while you were covered by the National Pension system 事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	(3) Employment periods or coverage periods under the National Pension system 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) Type of pension system you were covered 加入していた年金制度の種別
		Year年/Month月/Day日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employee's Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seemen's Insurance 船員保険 4. Mutual aid association 共済組合
		Year年/Month月/Day日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employee's Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seemen's Insurance 船員保険 4. Mutual aid association 共済組合
		Year年/Month月/Day日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employee's Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seemen's Insurance 船員保険 4. Mutual aid association 共済組合
		Year年/Month月/Day日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employee's Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seemen's Insurance 船員保険 4. Mutual aid association 共済組合

(Note) Please write only your Japanese address when you were covered by the National Pension system.

(注) 国民年金に加入していた期間は、住んでいた住所のみを記入してください。

How to fill in the form

Please fill in 1. through 5. completely. If they are not complete, we may need to return your application.

- ① Please use capital letters of Roman alphabet to complete [3. Your name, date of birth and address] and [4. Please nominate your bank account for Payments].
- ② To fill in [5. Your numbers on your Pension Handbook], please refer to your Pension Handbook(s) for your Basic Pension Number and your registration number(s) for each pension system which you have ever been covered by.
- ③ Please do not write anything in the boxes [Official use only].
- ④ Before you send your application, please make sure you note your Basic Pension Number and your registration number(s).
They are important. When you need to contact us, you will need those numbers.

記入上の注意

請求書の1～5については必ず記入してください。
記入のない場合は請求書をお返しする場合があります。

- ① 「3.請求者氏名、生年月日及び住所」及び「4.脱退一時金振込先口座」は、アルファベット大文字で記入漏れのないようお願いいたします。
- ② 「5.年金手帳の記載事項」の基礎年金番号欄には年金手帳に記載されている基礎年金番号、各制度の記号番号欄には今まで加入したことのある年金制度の記号番号を転記してください。
- ③ 「実施機関記入欄」は、記入しないでください。
- ④ 「基礎年金番号」及び「各制度の記号番号」は、後日あなたが照会するときに使用しますので、請求書を提出する際は必ず番号を控えておいてください。